

森林・林業・木材産業づくり交付金の配分基準等について（案）

I 事業の概要

1 概要と仕組み

森林整備の推進及び林業・木材産業の健全な発展を図るため、必要な施設整備等については、平成17年度より「森林づくり交付金」と「強い林業・木材産業づくり交付金」として実施してきたところ

平成20年度より、川上・川下の連携の一層の強化を図るため、2つの交付金を「森林・林業・木材産業づくり交付金」として一体化するとともに、新たな課題に対応するため、メニューを追加・拡充

また、地域のニーズに機動的に対応するため、市町村が中心となって行う県境を越える取組を対象に、国から市町村に直接交付する仕組みを新たに導入（参考1）

なお、新たな交付金の実施の仕組みについては、従来の交付金の仕組みを継承（参考2）

（一体化によるメリット）

- ① 都道府県の裁量により、各メニューへの一層の重点配分が可能となる
- ② 都道府県段階で交付金を流用できるメニューが増加することから、年度途中での入札差金等のより効果的な活用が可能となり、事業の低コスト化のインセンティブが働く
- ③ 都道府県の申請事務等が一本化される

2 主な新規・拡充メニュー

① 市町村直接交付モデル整備（新規）

川上・川下の連携強化を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、施設費を対象に、国から市町村に直接交付する仕組みを導入

② 森林づくりの推進（拡充）

間伐を効率的・効果的に進めるため、一定以上の面積からなる緊急間伐推進団地を設定し、必要な施設等の整備等の整備を支援

③ ミニチュア採種園等緊急整備事業（新規）

花粉発生源対策を計画的に推進するため、花粉症対策苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等を支援

④ 地域材生産・物流拠点整備（新規）

乾燥度合いや寸法精度等の品質管理の徹底による高品質製品の生産体制整備や邸別配送に対応した物流拠点の整備を支援

II 配分基準の考え方

1 算定方法

国は、計画主体（都道府県又は市町村）が作成した事業計画に基づき、交付金を算定し交付

(1) 都道府県経由

施設費（ハード事業）と推進費（ソフト事業）ごとに交付金を算定し交付

ア 施設費

- ① 指標のガイドライン（参考3）に基づき、事業実施主体ごとに、
 - a 都道府県全体の達成目標に関する定量的な指標（全体指標）において偏差値により算出された得点
 - b 取組による達成目標に関する定量的な指標（個別指標）において偏差値により算出された得点を合計
- ② ①による得点の高い順番に予算額の範囲内で算定の対象とし、事業実施主体ごとの算定額の合計額を都道府県単位で配分

イ 推進費

- ① 予算額の5割を、都道府県ごとの要望額に基づき按分
- ② 予算額の残り5割を、都道府県ごとの要望残額（要望額から①により求めた要望割額を控除した額）に基づき、取組の効率性等に関するチェックリスト（参考4）により算定された得点に応じて按分
- ③ 上記①及び②による算定額の合計を都道府県単位で配分

(2) 市町村直接交付

施設費のみを対象に、指標のガイドラインに基づき、全体指標において偏差値により算出された得点の高い順番に、予算の範囲内で計画全体を一括して算定対象として配分

2 指標変更のポイント

- (1) 交付金の一体化に伴い、従来の「森林づくり交付金」に関する指標の考え方と「強い林業・木材産業づくり交付金」に関する指標の考え方を統一し、仕組みを簡素化

これにより、「森林づくり交付金」のメニューについては、全体指標を新たに設定するとともに、個別指標を見直し

- (2) 「市町村直接交付モデル整備」の新設に伴い、指標を新たに設定

- ・協定による地域材（又は産物）供給・利用量
- ・協定による施設利用者数

(参考 1)

森林・林業・木材産業づくり交付金（新規）

【平成20年度概算決定額 9,691,997（9,755,570）千円】

対策のポイント

- ・ 川上・川下の連携強化を図るため、平成17年度より実施してきた「森林づくり交付金」と「強い林業・木材産業づくり交付金」を一体化します。
- ・ 地域のニーズに即した取組を推進するため、国から市町村に直接交付する仕組みを導入します。

（森林・林業・木材産業をめぐる現状）

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が育てるべき段階から利用可能な段階に移行
- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の61%
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄う必要
- ・ 意欲ある事業者の事業量のシェアが上昇 素材生産量 40%（H12）→48%（H17）
- ・ 特用林産物の主要品目であるきのこ類の生産量が増加
主要10品目の生産量 375千t（H12）→417千t（H17）
- ・ 平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超え（20.3%）、国産材の利用量は増加傾向
- ・ 平成18年に建築基準法の改正などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり
- ・ 木質バイオマス発生量（約3,120万m³ 平成17年）のうち約1,840万m³を既に利用
- ・ 林業就業者数は減少傾向 6.7万人（H12）→5万人（H17）

政策目標

- ① 育成林1,140万haの多様で健全な整備を推進
- ② 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成20年度までに4千集落増加
（約4万8千集落（平成15年度末）→約5万2千集落）
- ③ 意欲ある事業者のシェアを平成27年までに拡大
（素材生産5割（平成17年）→6割、造林6割（平成17年）→7割）
- ④ 木材供給・利用量を平成27年までに35%拡大
（1,700万m³（平成16年）→2,300万m³）

<内容>

（ハード事業）

1. 森林整備の推進

森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援するとともに、未整備森林対策として実施するモデル的な間伐等を推進します。

2. 森林の多様な利用・緑化の推進

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援します。

3. 花粉発生源対策の推進

花粉症対策品種の苗木生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策を計画的に推進します。

4. 望ましい林業構造の確立

林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、施業等の集約化や低コスト化に必要な施設の整備等を支援します。

5. 特用林産物の振興

品質管理体制の強化等のための施設の整備、竹の新たな用途開拓に必要な加工施設等の整備による特用林産物の生産・供給体制を確立します。

6. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

地域材生産・物流拠点など木材加工流通施設の整備による木材産業の構造改革を推進するとともに、地域材を利用した公共施設や未利用木質資源を総合的に利活用する施設等の整備による地域材や木質バイオマスの利用を推進します。

7. 市町村直接交付モデル整備

川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、上記の1～6のメニューを対象に、国から市町村に直接交付する仕組みを導入します。

(ソフト事業)

1. 山地防災情報の周知

行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等の団体が行う治山施設等の巡視・点検などの協働活動等により地域住民の防災体制を強化します。

2. 森林資源の保護

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成等を推進します。

3. 林業担い手等の育成確保

林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等を実施します。

<交付率>

定額（1／2、4／10等）

<事業実施主体>

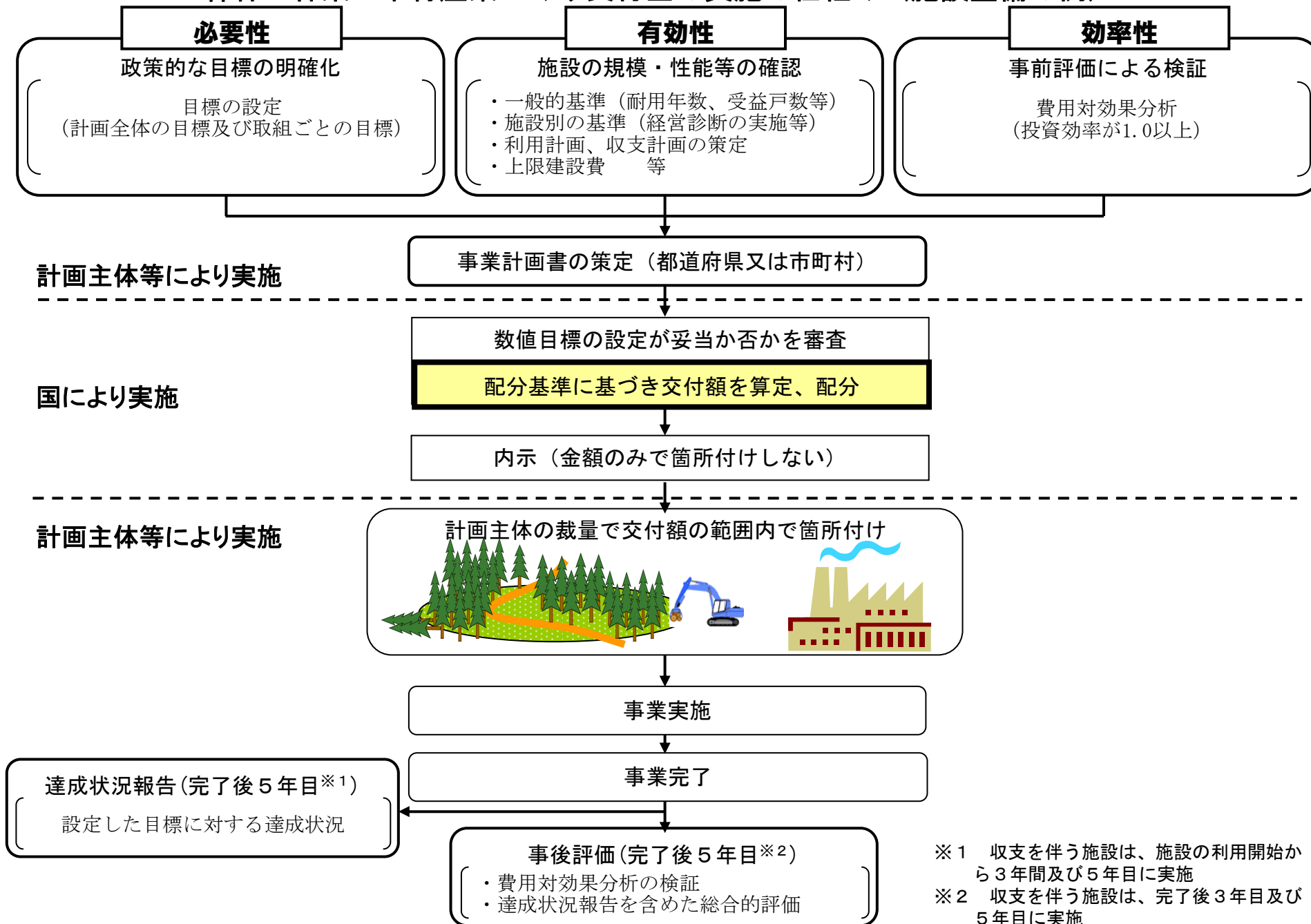
都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課（窓口）]

森林・林業・木材産業づくり交付金の実施の仕組み（施設整備の例）（参考2）



※1 収支を伴う施設は、施設の利用開始から3年間及び5年目に実施
 ※2 収支を伴う施設は、完了後3年目及び5年目に実施

指標のガイドライン（施設費関係）

- 1 全体指標の設定単位は計画主体（都道府県又は市町村）毎、個別指標の設定単位は事業実施主体毎とする。
- 2 地域提案については、補完し、連携して実施するメニューに準ずるものとする。
- 3 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

政策目標	全体指標	メニュー	事業種目	個別指標		
森林整備の推進	●間伐実施面積（増加量・増加率） ●間伐の効率性（縮減量・縮減率）	森林づくりの推進	林内路網整備 林業機械作業システム整備	●路網密度（増加量・増加率） ●搬出間伐の割合（増加量・増加率） ●間伐材利用量（増加量・増加率）		
		未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	森林施策等 関連条件整備	●路網密度（増加量・増加率） ●未整備森林面積の減少（減少量・減少率）		
森林の多様な利用・緑化の推進	○林業研究グループへの新規加入者数（増加量・増加率） ○森林づくり活動への年間延べ参加者数（増加率）	教育の森整備	森林フィールド整備 学習展示施設整備 森林環境教育活動施設整備 共同利用施設整備	○施設利用者数（施設の効率性） ●森林環境教育を受けた児童生徒数（増加量・施設の効率性） ●各種団体の活動数（増加量・施設の効率性）		
花粉発生源対策の推進	○花粉症対策苗木生産用採種木・採穂木の整備本数（目標値）	ミニチュア採種園等緊急整備事業	花粉症対策苗木生産施設整備等			
望ましい林業構造の確立	○効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者による素材生産量（増加量・増加率） ○効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者の数（増加量・増加率） ○施策等の集約化に関する長期施策受託面積（増加量・増加率）	林業構造確立施設の整備	路網整備【路網】 効率化施設整備【効率化】 地域産物活用施設整備【地域産物】 木材加工流通施設整備【木材加工】 森林バイオマス等活用施設整備【森林バイオマス】 需要拡大施設整備【需要拡大】 活動拠点施設整備【活動拠点】 生活環境施設整備【生活環境】	◎素材生産量（増加量・施設の効率性）【路網・効率化】 ◎素材生産性（目標値・施設の効率性）【路網・効率化】 ●販売額（増加量・施設の効率性）【地域産物】 ●未利用資源利用量・原木の平均取扱量（増加量・施設の効率性）【木材加工・森林バイオマス】 ●施設利用者数（施設の効率性）【需要拡大・活動拠点・生活環境】		
		沖縄林業構造確立施設の整備	上記「林業構造確立施設の整備」の事業種目に加え、 特用林産物活用施設整備【特用林産】 森林空間活用施設整備【森林空間】	○対象品目の生産量（増加量・施設の効率性）【特用林産】 ●生産性（増加量）【特用林産】 ●生産コスト（縮減率）【特用林産】 ●施設利用者数（施設の効率性）【森林空間】		
特用林産の振興	○対象品目の生産量（増加量・増加率） ●対象品目の生産性（増加量） ●対象品目の生産コスト（縮減率）	特用林産の振興施設整備	特用林産物活用施設等整備	○対象品目の生産量（増加量・施設の効率性） ●生産性（増加量） ●生産コスト（縮減率）		
木材利用及び木材産業体制の整備推進	○地域材利用量（増加量・増加率） ◎素材生産量（目標値）【木材産業・新利用・戦略的・物流拠点】 ◎木質バイオマス利用量（増加量）【木造公共・木質バイオマス・提案型モデル】	木材産業構造改革整備【木材産業】	木材加工流通施設整備【木材加工】 需要拡大施設整備【需要拡大】	◎地域材利用（加工）量（目標値・施設の効率性）【木材加工】 ◎地域材利用（流通）量（目標値・施設の効率性）【木材加工】 ●地域材利用（流通）量（増加量）【木材加工】 ◎地域材利用（乾燥）量（目標値・施設の効率性）【木材加工】 ●製材の生産性（目標値）【木材加工】 ●乾燥材率（目標値）【木材加工】 ●施設利用者数（施設の効率性）【需要拡大】		
		木材の新しい総合利用システムモデル整備【新利用】	路網整備【路網】 効率化施設整備【効率化】 木材加工流通施設整備【木材加工】 森林バイオマス等活用施設整備【森林バイオマス】	○地域材利用（加工）量（増加量・施設の効率性）【木材加工・森林バイオマス】 ◎地域材利用（流通）量（増加量）【路網・効率化】 ◎素材生産量（施設の効率性）【路網・効率化】 ○マスタープランの原木流通量（目標値）		
		木造公共施設整備【木造公共】	児童福祉施設木製遊具整備 学校関連施設整備 先駆的施設整備	○地域材利用量（施設の効率性） ○施設利用者数（施設の効率性）		
		木質バイオマス利用促進整備【木質バイオマス】	林地残材活用機材整備 木質バイオマス供給施設整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	○木質バイオマス利用量（増加量・施設の効率性）		
		戦略的木材流通・加工体制モデル整備【戦略的】	木材加工流通施設整備 森林バイオマス等活用施設整備	○地域材利用（加工）量（施設の効率性） ○システムの原木流通量 ●製材の生産性、地域材利用（流通）量、乾燥材率から選択		
		地域材生産・物流拠点整備【物流拠点】	木材加工流通施設整備	○地域材利用（加工）量（施設の効率性） ○マスタープランの原木流通量（目標値） ○乾燥材率（目標値）		
		提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル整備【提案型モデル】	木質資源利用施設整備	施設の木質資源利用量に対して間伐実施と併せて調達する資源量の割合が、都道府県毎に設定した木質バイオマス全体の目標利用量に占める林地残材の目標利用量の割合以上であること 木質資源の収集・運搬、変換、利用にわたっての一体的なシステム構築ができていること 施設稼働後に地域の雇用が促進され、地域経済の発展に寄与するものであること 他の地域からの視察者数が相当数見込まれること バイオマスタウン構想等の取組		
		市町村直接交付モデル整備	●協定による地域材供給・利用量（目標値・増加率） ●協定による産物の供給・利用量（目標値・増加率） ●協定による施設利用者数（目標値・増加率）	市町村直接交付モデル整備	上記のメニューのうち、次に係るものを除く全ての事業種目 ・未整備森林緊急公的整備導入モデル事業 ・ミニチュア採種園等緊急整備事業 ・提案型未利用木質資源利用地域再生施設モデル整備	●協定による地域材供給・利用量 ●協定による産物の供給・利用量 ●協定による施設利用者数

チェックリスト(推進費関係)

<共通>

評価内容	
1	効率性の向上
(1)	合意形成・協議・手続の改善
	関係部局とも調整し、協議・手続の迅速化・簡素化を図っているか。
	① 関係部局との調整が既に終了している。
	② 現在、関係部局と調整している、又は調整が必要な事案はない。
	③ 関係部局と調整していない。
(2)	事業の重点化・集中化
ア	実施主体の事業について評価を実施しているか。
	① チェックリスト等を用いて既に評価を実施している。
	② 今年度（事業実施年度）から評価を実施する。
	③ 実施していない。
イ	事業の進捗状況について、時間管理を実施しているか。
	① 定期的実施主体から進捗状況等が報告される仕組みとなっている。
	② 報告時期は設定していないが、実施主体から報告される仕組みとなっている。
	③ 実施していない。
2	透明性の向上
	事業計画、達成状況報告、評価結果及び改善措置を講じた場合の内容及びその進捗状況をどのような方法で公表しているか。
	① 関連資料について、ウェブサイト等で公開するとともに、情報公開窓口で閲覧を実施している。
	② 情報公開窓口において閲覧のみ実施している。
	③ 特に公開していない。

<山地災害情報の周知、森林資源の保護>

評価内容	
1	効率性の向上
(1)	合意形成・協議・手続の改善
	事業計画について、住民等との合意形成が図られているか。
	① 広報誌等に加え、意見聴取の仕組みを設けて合意形成を図っている。
	② 広報誌等により周知を図っている。
	③ 合意形成を図っていない。
(2)	事業の重点化・集中化
	事業の重点化を図っているか。
	① 例年よりも実施地区数（箇所数・実施主体数）の絞り込みを行っている、または、毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。
	② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。
	③ 例年よりも実施数が拡大している、または、事業の重点化は図っていない。
2	地域特性の重視
	事業計画について、住民や民間事業者等の発想を取り入れて計画を作成しているか。
	① 公聴会の開催、公募等により広く住民等の意見を吸い上げている。
	② 一部の住民や民間事業者等に限り意見を吸い上げている
	③ 対応していない。

<林業担い手等の育成確保>

評価内容	
1	効率性の向上
(1)	合意形成・協議・手続の改善
	事業計画について、関係機関等との合意形成が図られているか。
	① 定期的な協議会等意見を聴取する仕組みを設けて合意形成を図っている。
	② 必要に応じて関係機関等から意見を聴取するなど合意形成を図っている。
	③ 合意形成に関する確認を行っていない。
(2)	事業の重点化・集中化
	事業の重点化を図っているか。
	① 毎年重点的に取り組む事項を明らかにするなど既に事業の重点化に取り組んでいる。
	② 今年度（事業実施年度）から事業の重点化に取り組む。
	③ 事業の重点化は図っていない。
2	地域特性の重視
	事業メニューの年間計画について、林業就業者や林業事業体の意見を取り入れて計画を作成しているか。
	① 広く林業就業者や林業事業体の意見を吸い上げている。
	② 一部の林業就業者や林業事業体に限り意見を吸い上げている。
	③ 対応していない。